

1 県の条例及び規則

○ 熊本県開発審査会条例（昭和45年12月24日条例第84号）

（趣旨）

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第78条第8項の規定に基づき、熊本県開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（委員の任期）

第2条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第3条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、会長（会長に事故があるときは、その職務を代理する委員）及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門調査員）

第5条 審査会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門調査員若干人を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（幹事）

第6条 審査会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

（庶務）

第7条 審査会の庶務は、土木部において処理する。

（雑則）

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会にかかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○ 熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例 (平成15年3月14日条例第31号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)及び都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)の規定に基づき、開発行為の許可の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語等の定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び政令で使用する用語の例による。

(区域区分が定められていない区域における開発行為に係る規模の特例)

第3条 法第29条第1項第1号に規定する区域区分が定められていない都市計画区域の開発行為の規模は、政令第19条第1項ただし書の規定により、荒尾都市計画区域に限り、1,000平方メートルとする。

(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)

第4条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、市町村長の申出に基づき、知事が次の各号のいずれにも該当するものとして指定した区域とする。

- (1) 建築物の敷地相互間の最短距離が原則として50メートル以内で、おおむね50以上の建築物(市街化区域に存するものを含め、それらの過半が市街化調整区域内に存するものに限る。)が、連たんしている区域であること。
 - (2) 建築物の用に供する土地が規則で定める程度に集積している区域であること。
 - (3) 政令第29条の9第1号から第6号までに掲げる土地の区域及び同条第7号に掲げる土地の区域として規則で定めるものを、原則として含まないこと。
 - (4) 規則で定める幅員以上の主要な道路が、区域内に適当に配置され、かつ、規則で定める幅員以上の区域外の道路に接続していること。
 - (5) 排水路その他の排水施設が、区域内の下水を有効に排出するとともに、その排出によって当該区域及びその周辺の地域にいつ水等による被害が生じないような構造及び能力で適当に配置されていること。
 - (6) 水道その他の給水施設が、原則として、区域について想定される需要に支障を来さないような構造及び能力で適当に配置されていること。
- 2 知事は、前項の区域の指定を行おうとするときは、あらかじめ熊本県開発審査会の議を経なければならない。
- 3 知事は、第1項の区域の指定を行ったときは、その旨を告示し、関係図書を公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 知事は、市町村長の申出に基づき、指定した区域の変更又は指定の解除を行うことができる。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定した区域の変更又は指定の解除を行う場合に準用する。

(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途)

第5条 法第34条第11号に規定する条例で定める開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、次の各号のいずれかに掲げる建築物(地上10メートル以下のものであって、地階を除く階数が2以下のものに限る。)の用途以外の用途とする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(イ)項第1号の住宅
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第130条の5の2第1号に掲げるもののうち、日用品の販売を主たる目的とする店舗(店舗面積が500平方メートル以下のものに限る。)
- (3) 前2号を併せ兼ねる建築物

(規則への委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

- 1 この条例は、平成16年7月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に法第29条第1項の規定によりされている荒尾都市計画区域における開発行為に係る許可の申請は、改正後の熊本県開発行為の規模等の特例を定める条例第2条の区域区分が定められていない区域における開発行為に係る許可の申請とみなす。

附 則（平成18年12月15日条例第82号）
（施行期日）
この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月3日条例第60号）
（施行期日）
この条例は、平成19年11月30日から施行する。

○ 熊本県都市計画法施行細則（昭和46年4月8日規則第15号）

（趣旨）

第1条 この規則は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の施行に関し、都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）及び都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設計説明書）

第2条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、開発行為に関する設計説明書（別記第1号様式）及び実測図による開発区域内の公共施設の新旧対照図とする。

（開発許可申請の添付図書）

第3条 省令第16条第1項に規定する申請書には、法第30条第2項及び省令第17条に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。ただし、その開発行為が主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為である場合には第5号及び第6号に掲げる書類を、住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為で開発区域の面積が1ヘクタール未満のものである場合には第3号から第6号までに掲げる書類を、その他の開発行為である場合には第3号及び第4号に掲げる書類を添付することを要しない。

- (1) 当該開発区域内の土地の登記事項証明書又はこれに代わるもの
- (2) 当該開発区域内の土地の公図の写し
- (3) 設計概要書(別記第2号様式)
- (4) 実測図による開発区域内の公共施設の新旧対照図
- (5) 開発行為許可申請者の資力及び信用に関する申告書(別記第3号様式)
- (6) 工事施行者の能力に関する申告書(別記第4号様式)
- (7) その他知事が必要と認める書類

（公共施設管理者開発行為同意書等の様式）

第4条 法第30条第2項に規定する同意を得たことを証する書面は、公共施設管理者開発行為同意書（別記第5号様式）によるものとし、協議の経過を示す書面は、管理予定者との協議経過書（別記第6号様式）によるものとする。

（開発行為等同意書の様式）

第5条 省令第17条第1項第3号に規定する相当数の同意を得たことを証する書類は、開発行為等同意書（別記第7号様式）によるものとする。

（設計者の資格に関する申告書の提出）

第6条 省令第17条第1項第4号の規定による設計者の資格を有する者であることを証する書類は、設計者の資格に関する申告書（別記第8号様式）によるものとする。

（開発行為変更許可申請書の様式等）

第7条 法第35条の2第2項の申請書は、開発行為変更許可申請書（別記第8号様式の2）によるものとし、省令第28条の3に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 開発行為を変更しようとする理由を記載した書類
- (2) 工事の出来高の状況を示す図書(開発行為の変更が工事施行者の変更による場合に限る。)
- (3) その他知事が必要と認める書類

（軽微な変更の届出の様式）

第7条の2 法第35条の2第3項の規定による軽微な変更の届出は、開発行為変更届出書（別記第8号様式の3）によるものとする。

（既存権利届出書の様式等）

第8条 法第34条第13号の規定による既存の権利の届出をする者は、既存権利届出書（別記第9号様式）に、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 土地の登記事項証明書
- (2) 土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合にあつては、その旨を証する書類
- (3) 農地にあつては、農地の転用の許可書の写し

第9条 削除

（工事着手の届出）

第10条 法第29条の開発許可を受けた者は、当該開発許可に係る工事に着手した場合には、知事に工事着手届出書（別記第11号様式）を提出しなければならない。

第11条 削除

第12条 法第45条の規定による承認を受けようとする者は、地位承継承認申請書（別記第13号様式）に、同法同条に規定する権原を取得したことを証する書面を添付しなければならない。

（工事施行状況に関する図書の添付）

第13条 法第29条の規定により開発許可を受けた開発行為に係る工事の施行者は、工事の施行状況について詳細に記録をとり、次に掲げる事項を明らかにする写真その他の図書を工事完了後に提出する工事完了届出書又は工事途中に報告を求められた場合に提出する工事進ちょく状況報告書に添付しなければならない。ただし、工事の規模等により知事が支障がないと認めた事項については、この限りでない。

- (1) 擁壁等の基礎の床掘り及び型枠の組立ての完了状況
 - (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁その他の構造物の配筋の完了状況
 - (3) 擁壁等の高さが、計画高の約2分の1の工程に達した状況（壁体の厚さ又は組積材、裏込コンクリート及び裏込栗石の厚さ並びに擁壁の背面に透水層を設けた場合の透水層の厚さ）
 - (4) 擁壁背面の水抜孔及びその周辺の状況
 - (5) 排水施設のうち、地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了し、土砂の埋戻し直前となった状況並びにこれらの排水能力及び強度
 - (6) 急傾斜面に盛土をする場合における盛土前の段切りその他の措置をした状況
 - (7) 擁壁等の基礎杭の耐力
 - (8) コンクリート及び建設資材の強度及び品質管理
 - (9) 造成道路の路盤厚及び地耐力（舗装工事のみ）並びに造成道路と既存道路との接続地点の状況
 - (10) 排水施設と既存排水施設又は河川との接続地点の状況
 - (11) その他施行段階で工事完了後外部から明りょうに確認できなくなる箇所
- （開発行為に関する工事の廃止の届出書の添付図書）

第14条 省令第32条の届出書には、次に掲げる事項を記載した図書を添付しなければならない。

- (1) 開発行為に関する工事の廃止の理由及び廃止に伴う措置
- (2) 廃止時における当該土地及び工作物の現況写真

（工事完了公告前建築等承認申請書の提出）

第15条 法第37条第1号の規定による承認を受けようとする者は、工事完了公告前建築等承認申請書（別記第14号様式）を提出しなければならない。

（用途地域の定められていない土地の区域内における建築物特例許可申請の様式等）

第16条 法第41条第2項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、用途地域の定められていない土地の区域内における建築物特例許可申請書（別記第15号様式）に、次に掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 建築物概要書（別記第16号様式）
- (2) 付近見取図（方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設を明示すること。）

(3) 敷地現況図(敷地の境界及び建築物の位置を明示すること。)

(4) 建築物平面図

(5) 建築物立面図

(6) その他知事が必要と認める書類

(予定建築物等以外の建築等許可申請書の様式等)

第17条 法第42条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定建築物等以外の建築等許可申請書(別記第17号様式)に、前条の各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(建築物の新築、改築又は用途の変更許可申請書の添付図書)

第18条 省令第34条第1項に規定する申請書には、第16条各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(都市計画事業認可告示後の建築等の許可申請の添付図書)

第19条(略)

第20条 削除

(開発行為又は建築に関する証明書の交付の申請)

第21条 省令第60条の規定による書面の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(別記第20号様式)を提出しなければならない。

2 省令第60条第2項の規定による書面の交付を求めようとする者は、開発行為又は建築に関する証明書交付申請書(畜舎等用)(別記第20号様式の2)を提出しなければならない。

(命令に係る標識の様式)

第21条の2 法第81条第4項の標識は、別記第20号様式の3によるものとする。

(身分証明書の様式)

第22条 法第82条第2項の規定による身分を示す証明書は、身分証明書(別記第21号様式)によるものとする。

(書類の提出)

第23条 次に掲げる申請書又は届出書は、正副2通とする。

(1) 省令第16条第1項の開発行為許可申請書

(2) 第7条の開発行為変更許可申請書

(3) 第7条の2の開発行為変更届出書

(4) 省令第29条の工事完了届出書及び公共施設工事完了届出書

(5) 第15条の工事完了公告前建築等承認申請書

(6) 省令第32条の開発行為に関する工事の廃止の届出書

(7) 第16条の用途地域の定められていない土地の区域内における建築物特例許可申請書

(8) 省令第34条第1項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書

(9) 省令第39条第1項の申請書

(10) 第19条の建築等許可申請書

(開発登録簿調書の様式)

第24条 省令第36条第1項に規定する登録簿の調書は、開発登録簿調書(別記第22号様式)によるものとする。

(開発登録簿の写しの交付請求書の提出)

第25条 法第47条第5項の規定による開発登録簿の写しの交付を請求しようとする者は、開発登録簿の写しの交付請求書(別記第23号様式)を提出しなければならない。

(登録簿の閲覧所)

第26条 省令第38条第1項に規定する閲覧所は、法第29条の規定による開発許可のうち開発行為に係る面積が50,000平方メートル以上のもの及び法第34条第14号の規定による開発許可にあっては土木部建築住宅局建築課の執務室に、その他の開発許可に

あつては関係広域本部地域振興局の庁舎に設置する。

(閲覧時間)

第27条 登録簿の閲覧時間は、午前9時30分から午後4時30分まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(定期休日)

第28条 閲覧所の定期休日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日とする。

(臨時休日等)

第29条 知事は、登録簿の整理その他必要がある場合は、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することがある。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

第30条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備える開発登録簿閲覧名簿に、必要な事項を記入のうえ、係員の指示を受けなければならない。

(登録簿の持出し禁止)

第31条 閲覧者は、登録簿を閲覧所以外の場所に持ち出してはならない。

(閲覧の停止又は禁止)

第32条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して閲覧を停止し、又は禁止することができる。

- (1) 前条の規定に違反した者
- (2) 登録簿を破損若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
- (4) その他係員の指示に従わない者

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県種畜貸付規則、熊本県水産業協同組合法施行細則、熊本県牧野法施行細則、熊本県家畜改良増殖法施行細則、熊本県税条例施行規則、熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する規則、熊本県母子家庭等の児童の身元保証に関する条例施行規則、熊本県土地区画整理法施行細則、熊本県分収造林指導規則、熊本県税災害減免条例施行規則、熊本県屋外広告物条例施行規則、熊本県税特別措置条例施行規則、熊本県港湾管理条例施行規則、熊本県養蜂振興法施行細則、熊本県宅地造成等規制法施行細則、熊本県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則、風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則、熊本県林業種苗法施行細則、熊本県水質汚濁性農薬の使用規制に関する規則、熊本県自然環境保全条例施行規則、熊本県が管理する港湾の港湾区域等における行為の許可手続等に関する規則、熊本県森林組合法施行細則、熊本県景観条例施行規則、熊本県砂防指定地管理条例施行規則及び熊本県産業廃棄物税条例施行規則（以下「熊本県種畜貸付規則等」という。）の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県種畜貸付規則等の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

○ 熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例施行規則（平成19年3月28日規則第9号）

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本県都市計画法に基づく開発行為の許可の基準に関する条例（以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（区域指定の申出及び方法等）

第2条 条例第4条第1項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出することにより行うものとする。

- (1) 区域の名称
- (2) 区域の面積
- (3) 指定を受けようとする主な理由
- (4) 区域における建築物の連たん状況
- (5) 区域における公共施設の整備状況
- (6) 建築物の用に供する土地の割合
- (7) その他知事が必要と認める事項

2 前項の申出書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 区域を定める基礎となる土地の範囲並びに建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面
- (2) 区域の位置及び範囲を示す図面
- (3) 区域内の土地の地番、地積及び地目の一覧表
- (4) 区域の公図の写し
- (5) 区域における公共施設の整備状況を示す図面
- (6) 区域内の建築物の位置及び敷地の範囲を示す図面
- (7) 区域内の建築物の一覧表及びそれらが建築された日が確認できる書類
- (8) 第5条に規定する指定除外区域を示す図面
- (9) 市町村都市計画審議会の審議の内容を記載した書面
- (10) 公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じた場合においては、その状況及び住民から出された意見の概要を記載した書面
- (11) その他知事が必要と認める書類及び図面

（区域の境界）

第3条 条例第4条第1項の区域の境界は、建築物の敷地の境界により定めることとし、これにより難い場合は、道路、河川、山林、がけその他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なもの又は町界、字界等により定めるものとする。

（建築物の用に供する土地の割合）

第4条 条例第4条第1項第2号の規則で定める程度に集積している区域とは、当該区域内の建築物の用に供する土地の面積の合計が当該区域の面積（道路、水路、公園その他の公共施設の敷地及び湿地、がけ地その他建築物の用に供するのに適当でない土地の面積を除く。）の2分の1を超える区域とする。

（指定除外区域）

第5条 条例第4条第1項第3号の規則で定める区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された土地の区域
- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロに掲げる農地
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- (4) 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の区域、同法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記念物の指定地域又は同法第110条の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の仮指定地域
- (5) 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項若しくは第2項若しくは第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条第1項若しくは第3項の規定により指定された保安施設地区
- (6) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項の規定により指定された特別地

域

- (7) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第7号の風致地区として定められた区域
 - (8) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定により指定された特別保護地区
 - (9) 熊本県立自然公園条例（昭和33年熊本県条例第45号）第21条第1項の規定により指定された特別地域
 - (10) 熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）第11条第1項の規定により指定された自然環境保全地域、同条例第19条第1項の規定により指定された緑地環境保全地域又は同条例第23条第1項の規定により指定された郷土修景美化地域
 - (11) 熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）第35条第1項の規定により指定された県史跡名勝天然記念物の指定地域
 - (12) 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）第34条第1項の規定により指定された生息地等保護区
 - (13) その他知事が指定する区域に含めることが適当ではないと認める区域
（道路の幅員）
- 第6条 条例第4条第1項第4号の規則で定める主要な道路の幅員は6メートルとし、同号の規則で定める区域外の道路の幅員は6.5メートルとする。ただし、区域の規模及び形状、区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らして、これによることが著しく困難と認められる場合であつて、環境の保全上、災害の防止上、通行の安全上及び事業活動の効率上支障がないと認められるときは、主要な道路及び区域外の道路の幅員は、いずれも4メートルとする。
（指定等の告示）
- 第7条 条例第4条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項を告示するものとする。
- (1) 区域の名称
 - (2) 区域の範囲
 - (3) 指定を行った期日
 - (4) 関係図書を公衆の縦覧に供する場所

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年3月24日から施行する。ただし、第5条第11号の改正規定は、平成27年5月29日から施行する。